

## 「令和5年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見募集結果について

令和5年3月22日  
茨城県保健医療部生活衛生課  
食の安全対策室

県では、「令和5年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関して、令和5年3月6日（月）から令和5年3月20日（月）まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 実施状況

#### （1）募集内容

「令和5年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関するご意見

#### （2）募集期間

令和5年3月6日（月）から令和5年3月20日（月）まで

#### （3）公表資料

「令和5年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」

#### （4）公表方法

茨城県ホームページ【生活衛生課食の安全対策室＞意見募集等について】

#### （5）提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

#### （6）結果の公表

茨城県ホームページ

【生活衛生課食の安全対策室＞食品の安全に関する県の取組み＞茨城県食品衛生監視指導計画】

#### （7）ご意見の提出状況

①ご意見の提出数 5件（団体1件）

②意見等の数 12件

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	・特になし	
2 監視指導計画 (3) 監視指導の実施 機関について	・特になし	
(5) 監視指導 ・試験検査の実施に関 する基本方針について	<p>県民が県に対する食の安全対策への要望は、輸入食品の安全性確保が第1位となっています。国に対して輸入食品の安全性確保の充実と強化を要望いただくとともに、県内に流通する輸入食品収去検査の強化を引き続き進めていただきたい。また、食品事業者が食品衛生法上の規則や責務の理解を深め、自ら輸入食品等の安全性確保に努めて法令違反を減らせるよう指導をお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり、いばらきネットモニターアンケート等における県民の食の安全対策に対する要望では、例年「輸入食品の安全性確保」が一位となっております。県では、引き続き県内流通する輸入食品の収去検査を実施してまいります。</p> <p>また、食品等事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理の適切な運用に向けた支援を、国や必要に応じて農林水産部局とも連携を図りながら指導していきます。</p>
3 立入検査	・特になし	
4 食品等の試験検査	・特になし	
5 重点監視指導項目 (2) 製造段階、加工段階及び調理段階における 充填監視指導事項	<p>HACCP に基づく衛生管理については、引続き事業者の実情や扱う食品の特性を踏まえ、技術支援や実現可能な方法で円滑に実施されるよう進めていただくことを要望します。また、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理法など事業者への助</p>	<p>食品等事業者が食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般衛生管理に加え HACCP に沿った衛生管理を適切に運用できるよう、支援していきます。</p> <p>また、(公社)茨城県食品衛生協会と連携し、HACCP に取り組む</p>

	言、指導をお願いします。	事業者への支援事業を引き続き実施します。
6 食品表示の適正化の推進	・特になし	
7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進 (1) 計画策定に係るリスクコミュニケーションについて	食品衛生・食の安全施策をすすめるには、行政・食品事業者、消費者(消費者団体)などがそれぞれの立場から考えていくことが必要です。双方向のリスクコミュニケーション、意見交換会(オンライン)の機会を増やすことを要望します。	ご意見ありがとうございます。 消費者及び事業者を含めた県民の皆様との意見交換会、リスクコミュニケーションの促進を図ってまいります。
(4) 県民への食品衛生に関する情報提供	消費者教育の一環として、県民に対して食の安全に関する衛生知識の普及啓発の取り組みは、積極的に進めてください。 家庭内での食の安全安心を図るために、消費生活センターや食生活改善推進委員、消費者団体などとも連携し、周知を図っていただくようお願いします。	家庭における食中毒発生を未然に防止するため、消費者に対する教育活動を関係機関と連携して行っていきます。
(6) 県民及び食品事業者からの食品等の安全性に関する相談等に対する対応について	2023年春ごろから東京電力福島第一原発の処理水海洋放出が計画されています。海洋放出となれば風評被害は発生し、茨城県の沿岸漁業にも影響が考えられます。科学的・学術的見識に基づき、県民が正しく理解をして安心して茨城県の魚や水産加工品を食べられるよう、国をはじめ各機関と連携を取り、情報提供をすすめてください。	県内の農林水産物の放射性物質対策については、茨城県食の安全・安心確保アクションプランにおいても放射性物質の検査やリスクコミュニケーションの推進として目標となっていることから、各機関と連携して科学的根拠に基づいた正確な情報提供に努めます。
8 一斉取締り	・特になし	

9 違反を発見した場合の対応	・特になし	
10 食中毒等健康被害発生時の対応	・特になし	
11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導	・特になし	